

## 都道府県推進計画

都道府県名	富山県
-------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに都道府県計画に則して実施した活性化事業の総括・評価	
<p>(1) 消費生活相談体制</p> <p>○管内市町村</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成 20 年度時点で、管内 15 市町村すべてに消費生活相談窓口を設置済である。また、消費生活センターを設置している市町村は、平成 26 年度当初で 6 市であり、平成 20 年度の 2 市から大幅に増加した。さらに、富山市は、平成 26 年 8 月から、土・日曜日、祝日も相談窓口を開所し、年末年始を除く通年での相談体制を整備している。</li><li>消費生活相談員を配置している市町村は、平成 26 年 8 月末時点で、10 市 2 町、消費生活相談員数は 22 名（うち基金活用 14 名）であり、平成 20 年度の 3 市 1 町計 5 名体制と比べ、大幅に増加している。</li></ul> <p>○県</p> <ul style="list-style-type: none"><li>昭和 46 年に富山県消費生活センターを、昭和 52 年に同高岡支所を設置し、平成 26 年度当初時点で、消費生活相談員 9 人体制（一般財源のみ）で県内一円からの相談に応じている。週 5 日間、平日に相談窓口を開設しており、平成 21 年度からは、週 1 日 20 時まで相談受付時間を延長している。また、県の補助を受け、富山県消費者協会が土・日曜日に消費生活相談窓口を開設し、相談受付や助言を行っている。</li><li>相談者のプライバシーに配慮した相談ブースの設置、音声応答転送装置の導入、相談や啓発等で使用する備品等の整備、製品関連事故に関する原因究明や品質性能検査等に対応できる機器の導入等を行った。（平成 21 年度～平成 24 年度）このことにより、県消費生活センターの相談機能が強化・充実し、また、相談しやすい体制が整い、消費生活相談に係る県民の利便性が向上した。</li><li>消費生活相談員を配置していない市町村へコーディネーターを派遣し、市町村の消費生活相談の本格的な立ち上げの支援を行い、市町村消費生活相談体制のレベルアップや消費生活相談員の配置促進を行った。（平成 21 年度～平成 23 年度）この結果、平成 23 年度時点で、5 市に消費生活センターが設置され、消費生活相談員が 9 市 2 町計 20 名に増えたことから、平成 24 年度からは、さらなる相談体制の充実強化を図るため、県消費生活センターに市町村消費生活支援員を配置し、市町村消費生活相談員への助言や巡回指導を実施している。（平成 24 年度～平成 26 年度）</li><li>弁護士等の外部人材を活用して、多重債務等法律相談員や苦情処理専門員を定期的に配置し、相談内容の複雑化・高度化に対応できる体制を整えるとともに、消費生活相談員の相談対応能力の向上を図っている。（平成 21 年度～平成 26 年度）</li></ul>	

## (2) 消費生活相談件数等

### ○管内市町村

- ・ 県内の消費生活相談受付件数は、平成 20 年度時点で、計 10,864 件であり、うち市町村の受付件数は 2,833 件である。また、平成 25 年度は、計 9,985 件で、うち市町村の受付件数は、3,706 件である。
- ・ 県内の相談件数は、近年、1 万件前後で推移しているが、市町村消費生活相談窓口のセンター化や消費生活相談員の新規配置・増員により、市町村の相談件数は年々増加傾向にある。平成 25 年度の県内の全相談件数に占める市町村への相談割合は 37%であり、平成 20 年度の 26%から大幅に増加し、地域の身近な相談窓口として定着しつつある。

### ○県

- ・ 県消費生活センターの相談受付件数は、平成 20 年度が 8,031 件であり、平成 25 年度が 6,279 件である。市町村の相談体制の充実が図られたことにより、県の相談受付割合は減少しているが (H20 : 74% → H25 : 63%)、県消費生活センターでは、県に寄せられる相談のほか、市町村で受け付けた相談のうち、内容が複雑なものや高度な専門性を要するものなど、市町村では解決困難な相談に対応している。

## (3) 消費生活相談員の育成・資質向上

### ○管内市町村

- ・ ほとんどの市町村で消費生活相談員や行政担当職員の研修参加を支援している。また、一部市町村では弁護士等専門家を活用し、消費生活相談員が助言・指導を受けることができる環境づくりを行い、消費生活相談員の対応能力の強化を図っている。

### ○県

- ・ 消費生活相談員養成講座や資格取得支援講座等を開催し、市町村相談員となりうる人材の裾野を広げ、また、資格を保有していない消費生活相談員や行政担当職員の資格取得を奨励した。(平成 21 年度～平成 22 年度)
- ・ 弁護士等外部人材を活用した多重債務等法律相談員や苦情処理専門員による消費生活相談員へのアドバイスや、県や市町村の消費生活相談員、行政担当職員を対象とした研修会、弁護士会との消費者問題事例研究会の開催により、消費生活相談員等のレベルアップを図っている。(平成 21 年度～平成 26 年度)
- ・ 本県独自の消費生活相談対応マニュアルを作成・配布し、市町村消費生活相談員等の対応能力の向上を図った。(平成 24 年度)
- ・ 県消費生活センターに市町村消費生活支援員を配置し、市町村消費生活相談員への助言や巡回指導を実施し、市町村消費生活相談員の資質向上を図っている。(平成 24 年度～平成 26 年度)

#### (4) 消費生活相談員の処遇改善

##### ○管内市町村

- ・ 従来から管内のすべての市町村で消費生活相談員の雇い止めは行っていない。
- ・ 一部市町村では、有資格相談員等の報酬の引上げや、非常勤職員から嘱託職員への雇用形態の格上げを行っている。

##### ○県

- ・ 従来から消費生活相談員の雇い止めは行っていない。
- ・ 平成 22 年度に全相談員の報酬を上げた。
- ・ 平成 26 年度から夏期休暇を導入した。

#### (5) 消費者教育・啓発の推進

##### ○管内市町村

市町村の実情に応じて、様々な取組みが行われている。

<主な取組事例>

- ・ 順次、ホームページの開設やリニューアルを行い、消費者の安全・安心に関する情報を集約・一元化し、消費者にとって分かり易く、迅速な情報提供を行っている。(平成 21 年度～平成 26 年度)
- ・ 地元ケーブルテレビや市広報誌等を活用して消費生活相談窓口の周知や啓発を行い、被害の未然防止や早期救済に努めた結果、地域の相談窓口として定着しつつある。(平成 21 年度～平成 26 年度)
- ・ 高齢者等の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を開催している。定期的な出前講座の要請もあり、開催件数は着実に増加してきている。(平成 21 年度～平成 26 年度)
- ・ 講演会・研修会等の開催、消費者被害防止啓発チラシ・パンフレットの配布、通話録音装置の無償貸与等を行い、被害の未然防止や早期救済を図っている。(平成 21 年度～平成 26 年度)
- ・ 多様な主体と連携した消費者啓発事業や消費者教育を行い、地域の消費者問題解決能力の強化に取り組んでいる。(平成 21 年度～平成 26 年度)

##### ○県

- ・ 消費者の安全・安心に関する情報を集約・一元化したホームページを新設・改修し、消費者にとって分かり易く、迅速な情報提供を行っている。(平成 21 年度～平成 26 年度)
- ・ マスコミ等を活用した消費生活相談窓口の周知、消費者被害防止の啓発、中学生・高校生・大学生等の若年層や高齢者向けの出前講座の実施、啓発物品等の作成・配布を行い、相談窓口の認知度の向上、被害の未然防止や早期救済を図っている。(平成 21 年度～平成 26 年度)
- ・ 生涯を通じた消費者教育を効果的に実施するため、教育対象別の教材等を作成するとともに、消費者教育の担い手(教員・福祉関係者等)を対象にした研修会を開催。また、地域の多様な主体と連携して消費者教育・啓発事業を実施し、地域での自主的な消費者教育や啓発の取組みの推進を図っている。(平成 25 年度～平成 26 年度)
- ・ 県消費生活審議会に消費者教育地域協議会の機能を付与し、この審議会では本県における消費

者教育の現状と課題について検討を行い、富山県消費者教育推進計画を策定した。(平成 25 年度～平成 26 年度)

- ・ 食の安全や食品ロス削減等に関するイベントの開催、食に関する各種周知パンフレット等の作成・配布を行い、食の安全・安心、食品ロス削減、食品表示等に対する理解の促進を図っている。(平成 21 年度～平成 26 年度)

## 「地方消費者行政強化作戦」への対応

どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を整備し、消費者の安全・安心を確保するため、平成 29 年度までに「地方消費者行政強化作戦」の完全達成を目指す。

### <政策目標 1>相談体制の空白地域の解消

- ・ 平成 26 年度当初において、全市町村に消費生活相談窓口を設置済みであり、既に目標を達成している。

### <政策目標 2>相談体制の質の向上

#### 2-1 消費生活センター設立促進

- ・ 平成 26 年度当初、消費生活センター未設置市町村は、人口 5 万人以上の 1 市、人口 5 万人未満の 8 市町村であり、人口 5 万人以上の設置率 (4 市/5 市) は 80%、人口 5 万人未満の設置率 (2 市町村/10 市町村) は 20%である。
- ・ 消費生活相談窓口の消費生活センター化については、引き続き該当市町村に働きかけを行っていく。

#### 2-2 管内自治体の 50%以上に相談員を配置

- ・ 平成 26 年度当初で、10 市 2 町が消費生活相談員を配置し、配置率 (12 市町村/15 市町村) は 80%であり、既に目標を達成している。
- ・ 未設置市町村 (2 町 1 村) に対し、消費生活相談員を配置するよう、引き続き働きかけるとともに、消費生活相談員養成講座等を実施することで、消費生活相談員となりうる人材の裾野を広げる。

#### 2-3 消費生活相談員の資格保有率を 75%以上に引き上げ

- ・ 平成 26 年度当初、消費生活相談員の資格保有率 (26 人/31 人) は 83.9%であり、既に目標を達成している。資格未取得者に対しては、消費生活相談員養成講座等を実施することにより、消費生活相談員の資格取得を奨励していく。

#### 2-4 消費生活相談員の研修参加率を 100%に引き上げ

- ・ 平成 26 年度当初は、消費生活相談員の研修参加率 (28 人/31 人) は 90.3%である。
- ・ 研修参加率を 100%に引上げるため、(独)国民生活センターが実施する研修の周知、基金による旅費等の財政支援、消費生活相談員が研修に参加しやすい環境の整備等を進めるとともに、県及び市町村相談員等を対象として、実践的な知識や最新の情報、専門的な知識の習得ができるよう年間にわたって様々な研修会等を開催し、消費生活相談員の研修参加を奨励する。

### ＜政策目標 3＞適格消費者団体の空白地域解消

- ・ 平成 26 年度当初は県内に適格消費者団体は存在しない。
- ・ 石川県に拠点を置く NPO 法人（本県消費者団体も加盟）が、平成 27 年度末までに適格消費者団体の認定を受けることを目指していることから、今後、目標が達成される見込みである。

### ＜政策目標 4＞消費者教育の推進

- ・ 平成 26 年 12 月に富山県消費者教育推進計画を策定済み。
- ・ 平成 25 年 11 月に富山県消費者教育推進地域協議会を設置済みであり、既に目標を達成している。

### ＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築

- ・ 消費者安全確保地域協議会を設置している市町村はない。
- ・ 消費者安全確保地域協議会の設置に向けて、市町村に働きかけを行っていくとともに、市町村の見守りネットワークづくり等に関する取組みを支援する。

## 消費者行政推進の方針

### ＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞

#### ○相談体制

- ・ 「地方消費者行政強化作戦」を達成するため、市町村に対してセンターの設置や消費生活相談員の研修参加について働きかけを行う。
- ・ 管内市町村の消費生活相談体制の水準向上に向けた取組みへの支援を継続する。
- ・ 消費生活相談員養成講座等を開催し、市町村等で消費生活相談員になりうる人材の裾野を広げるとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。
- ・ 県及び市町村の消費生活相談員や行政担当職員等を対象とした研修会等を開催し、消費生活相談員等の資質向上を図り、相談体制を強化する。

#### ○消費者教育・啓発等

- ・ 富山県消費者教育推進計画に基づき、重点テーマ（「高齢者等に対する消費者教育の推進」「消費者教育の人材（担い手）育成」）を中心に、様々な主体と連携・協働し、生涯にわたる消費者教育を体系的・効果的に推進する。
- ・ より効果的な消費者被害未然防止事業等を検討、実施する。
- ・ 既存の見守りネットワーク等を活用した地域での消費者被害防止や人材育成の取組みを支援する。

### ＜平成 30 年度以降の方針＞

#### ○相談体制

- ・ 平成 29 年度までに整備した管内市町村の消費生活相談体制を維持する。

- ・ 消費生活相談体制の水準向上のため、県及び市町村の相談員や行政担当職員を対象とした研修会等の開催を継続する。

#### ○消費者教育・啓発等

- ・ 富山県消費者教育推進計画に基づき、様々な主体と連携・協働し、生涯にわたる消費者教育を体系的・効果的に推進する。
- ・ 出前講座等の啓発事業については、市町村と連携してより効果的な取組みを模索しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査する。
- ・ 地域における高齢者等の消費生活見守りネットワークや人材育成、消費者教育の取組みを推進する。

### 消費者行政推進の方針に則して取り組む施策・目標

#### ○相談体制

- ・ 弁護士等専門家を活用し、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・ 県や市町村の消費生活相談員や行政担当職員等を対象とした研修会等を開催し、消費生活相談員の養成や資質向上を目指す。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・ 市町村消費生活相談支援員による市町村巡回指導を引き続き行い、将来的に指定消費生活相談員とすることを目指す。(平成 27 年度～平成 32 年度)

#### ○消費者教育・啓発等

- ・ 中学生・高校生・大学生等の若年層や高齢者を対象とした消費者被害防止出前講座を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・ 生涯を通じた消費者教育を効果的に実施するため、教育対象別の教材等を作成・提供する。(平成 27 年度～平成 35 年度)
- ・ 消費者教育の担い手の育成や資質向上のための研修会等を開催する。(平成 27 年度～平成 33 年度)
- ・ 地域における消費者教育や高齢者の消費者被害防止のネットワークづくり等に関する取組みを支援する。(平成 27 年度～平成 34 年度)
- ・ 県消費生活センターの消費者教育機能の強化、消費生活相談員の消費者教育の担い手としての能力の向上を図る。(平成 27 年度～平成 35 年度)
- ・ 警察や関係機関・団体等と連携し、官民挙げて高齢者の消費生活を見守る体制を強化する。(平成 27 年度～平成 35 年度)

### その他特記事項

- ・ 県と市町村が連携し、効率的に消費生活相談に対応する。
- ・ 市町村は、住民が身近な場所で手軽に相談できるよう消費生活相談体制の充実・強化を図り、

県は、主として、高度の専門性や広域の見地への配慮を必要とする相談への対応、市町村への支援を行う。

- ・ 消費者被害の防止や消費者教育の推進に向けて、官民挙げて取り組む。

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	富山市
-------	-----	------	-----

<p>計画期間</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日</p>
<p>平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターの機能強化を図るため、消費生活相談員を常時 2 人体制から常時 6 人体制に拡充するとともに、相談業務や啓発用備品等の充実を図った。(平成 21 年度：4 人体制、平成 22 年度～平成 26 年 7 月まで：6 人体制)</li> <li>・年末年始を除く通年での窓口相談体制を整備し、消費生活センターの機能強化を図るため、平成 26 年 8 月から、消費生活センターを駅前の商業施設（C i Cビル）へ移転し、平日のみ開設していた相談窓口を、土・日曜日及び祝日にも拡充した。これに合わせ、消費生活相談員を 1 名増員した。(平成 26 年 8 月～7 人体制)</li> <li>・消費生活相談員の処遇改善のため、消費者安全法施行規則に定める資格を有する相談員について、月額 7,300 円を増額した。(平成 22 年度～平成 26 年度)</li> <li>・相談員や相談業務に従事する職員の相談実務レベルアップのため「専門講座」を開催した。(平成 21 年度～平成 22 年度)</li> <li>・消費生活相談員の対応能力強化のため、国民生活センター等が開催する研修参加に係る旅費を支給するなど、参加支援を拡充した。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・より高度で専門的な相談にも対応できる対応能力を強化するため、弁護士等の専門家を活用し、困難事例に対して消費生活相談員が助言や指導を受けることができる環境の整備を図った。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・高齢消費者の見守り力を強化するため、高齢者福祉業務に従事する者を対象に、「高齢消費者啓発講座講師養成講座」、「高齢者見守り講座」を開催した。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・振り込め詐欺や悪質商法の被害に遭いやすい高齢消費者等の被害を未然に防止するため、市職員、消費生活相談員による「消費生活出前講座」を開催した。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・消費者被害の未然防止を図るため、広報とやまで消費者トラブルに関する情報提供を行い、啓発活動を強化した。(平成 24 年度～平成 26 年度：0. 25 頁/年 1 2 回)</li> <li>・悪質事業者による高齢消費者の被害防止のため、通話録音装置を無償貸与した。(平成 25 年度、平成 26 年度)</li> </ul>

<p>総括・評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の相談員2名体制から平成21年度には2名増員、22年度には更に2名増員し6名体制とし、相談体制の強化に努めた。</li> <li>・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加への支援や弁護士等への困難事例に対する相談等の環境整備を行った。</li> <li>・上記のとおり、相談員の増員や研修参加支援等により相談体制の強化を図ったところ、あっせん件数は平成20年度の51件から、平成24年度81件、平成25年度96件と増加し、より深い相談対応を実践することができた。</li> <li>・年末年始を除く通年での窓口相談体制を整備し、消費生活センターの機能強化を図るため、平成26年8月から、消費生活センターを駅前の商業施設（C i Cビル）へ移転し、平日のみ開設していた相談窓口を、土・日曜日及び祝日にも拡充した結果、平成26年8月、9月の相談受付件数及び来所による相談件数が前年度同月よりも増加しており、市民の相談窓口利用に係る利便性が大きく向上した。</li> <li>・出前講座については、平成21年度では58回／年に対し、平成24年度には138回／年、平成25年度には138回／年と大きく増加し、被害の未然防止にむけたきめ細かい啓発活動を行った。</li> </ul>
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p>&lt;政策目標1&gt;相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度当初で消費生活センターを設置済み。</li> </ul> <p>&lt;政策目標2&gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年8月1日現在、7名の消費生活相談員の資格保有率は100%。</li> <li>・平成25年度の消費生活相談員の研修参加率は100%。</li> <li>・平成26年8月11日から、平日のみ（週5日）開設していた相談窓口を、土・日曜日及び祝日にも（週7日）開設している。</li> <li>・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援や、弁護士等専門家に対する困難事例の相談体制を継続して実施。</li> </ul> <p>&lt;政策目標5&gt;「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全確保地域協議会を設置していない。</li> <li>・想定されている構成機関は、既に警察や、県・市における福祉部門や消費者部門、その他の部門において複数のネットワークに何重にも重複し加盟していると思われることから、あらたなネットワークの構築は更に負担を増大させる可能性もあることをふまえながら、より効果的な連携の在り方を検討する。</li> </ul>
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p>&lt;平成27年度から平成29年度までの方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談体制を維持・強化するため、引き続き、研修や弁護士等専門家の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。</li> <li>・啓発活動、消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内ネットワーク構築に向けて、既存のネットワークや見守り体制等の調査を行う。</li> </ul>
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<p>&lt;平成 30 年度以降の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。</li> <li>・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度までに増員し相談員 7 名体制となっている相談体制を維持する。（平成27 年度～平成29、30、34 年度）</li> <li>・平成21年度以前より勤務する相談員（2名）の報酬について、処遇改善を図る。（平成27 年度～平成30 年度）</li> <li>・平成26年8月に実施した通年相談体制の整備にともない、相談員の報酬について処遇改善を図る。（平成27 年度～平成35 年度）</li> <li>・弁護士を活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。（平成27 年度～平成29 年度）</li> <li>・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成27 年度～平成30 年度）</li> <li>・司法書士による専門的な多重債務相談を実施する。（平成27 年度～平成30年度）</li> <li>・出前講座参加者への啓発物品の配布により、被害の未然防止を図る。（平成27 年度～平成29年度）</li> <li>・市広報への毎月の啓発記事掲載により、被害の未然防止を図る。（平成27 年度～平成32年度）</li> <li>・啓発用情報誌の作成により、被害の未然防止を図る。（平成 27 年度～平成 35 年度）</li> </ul>
<p>その他特記事項</p>	

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	高岡市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制強化を図るため、平成 11 年度から設置している市役所内の相談窓口に加えて、広く市民が利用しやすい中心市街地に消費生活相談コーナーを増設した。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 1 名体制から 4 名体制とし、平成 26 年度当初で 3 名体制としている。(平成 21 年度～平成 26 年度、ふるさと雇用促進事業も活用)</li> <li>・ 消費生活相談員の相談技能を向上させるため、県主催の研修会や国民生活センター主催の研修会(2 日間)への積極的な参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費生活相談員の処遇改善のため、有資格者の 1 時間あたりの報酬を 110 円増額し、1200 円とした。(平成 22 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費生活相談コーナーの周知を図るため、案内表示の掲示、PR チラシの作成・配布(平成 21 年度)、市内路面電車での車内放送を行った。(平成 23 年度)</li> <li>・ 市民とともに消費生活問題を考えるため、消費生活講演会の開催や気軽に消費生活相談電話をしやすくするため、相談ダイヤルシールを作成・配布(平成 21 年度～平成 22 年度)、激増する悪質商法対策をわかりやすく説明した消費生活カレンダーの窓口設置(平成 23 年度～平成 24 年度)、さらに悪質商法の事例と対策や相談窓口を示した「保存版 消費生活相談ガイド」を作成し、全戸配布し注意喚起を図った。(平成 25 年度)</li> <li>・ 消費生活相談のなかでも、多重債務相談については、法に照らした的確な助言ができる弁護士による相談を月 1 回実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> </ul>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談員の増員により、相談体制の強化に努めた。</li> <li>・ 本市消費生活相談の年件数は約 600 件余(平成 21 年度から 25 年度まで)で、市役所と相談コーナーでの受付割合は同程度であり、両方の窓口とも地域の相談窓口として定着してきている。</li> <li>・ まちなかに消費生活相談コーナーを増設し、市民の相談窓口利用に係る利便性の向上を図った。</li> <li>・ 消費生活相談員の研修参加を支援した結果、消費生活相談の対応能力や質が向上した。</li> </ul>

<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p>&lt;政策目標1&gt;相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度当初で消費生活センターを設置済み。</li> </ul> <p>&lt;政策目標2&gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度当初で消費生活相談員3名を配置済み。</li> <li>消費生活相談員の資格保有率は33.3%である。消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、資格取得を奨励していく。</li> <li>平成26年度の消費生活相談員の研修参加率は66.7%である。相談員が研修を受けやすい環境を整備し、研修参加率100%を目指す。</li> </ul> <p>&lt;政策目標5&gt;「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者安全確保地域協議会を設置していない。</li> <li>高岡市では、平成24年度から高岡型地域福祉ネットワークづくりを進めている。このネットワークとの連携を図り、消費者の自立支援とともに、気軽に相談できる社会・助け合う社会づくりを目指し、消費者被害の防止に努める。【その他特記事項を参照】</li> </ul>
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p>&lt;平成27年度から平成29年度までの方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談体制を維持する。</li> <li>消費生活相談員相互及び担当職員との円滑な情報共有等を図るため、まちなかにある相談コーナーを市役所の既存窓口に集約・一元化し、相談体制を充実させ、消費生活相談の対応能力を強化する。消費生活相談員の能力向上のため、研修参加を支援する。</li> <li>弁護士による専門的な多重債務相談を今後とも継続して実施する。</li> <li>市民（特に高齢者）への消費者教育・啓発施策にあたっては、わかりやすく印象に残る効果的な取組に努めていく。</li> </ul> <p>&lt;平成30年度以降の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。</li> <li>弁護士による専門的な多重債務相談の継続を目指す。</li> <li>平成27年度から平成29年度までの消費者教育・啓発実績及び社会情勢を踏まえ、効果的な施策を検討のうえ実施していく。</li> </ul>
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談体制を維持する。</li> <li>相談コーナーを市役所の既存窓口に集約・一元化し、消費生活相談体制の充実・対応能力の強化を図る。（平成27年度～）</li> <li>消費生活相談員の人員を確保するとともに、平成22年度に処遇改善した1,200円の報酬を堅持する。（平成27年度～平成30年度）</li> <li>消費生活相談員の能力向上のため、研修参加の支援を継続する。（平成27年度～平成29年度）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士による専門的な多重債務相談は継続して実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度)</li> <li>・ 市民にとって、効果的な消費者教育・啓発施策を検討して進めていく。</li> </ul>
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「高岡型地域福祉ネットワーク」について <p>高岡市は、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域における支援体制を整備するため、高岡型地域福祉ネットワークづくりを進めている。小学校区を圏域とする「高岡あっさり福祉ネット」を平成 24 年度から順次構築し、一人暮らし高齢者等の見守り活動を行っている。平成 28 年度までには、市内全地区で機能させることを目指している。</p> <p>高岡あっさり福祉ネットは、地域における多様な福祉・生活課題を解決するために、地域包括支援センター・自治会・社会福祉協議会・民生委員・福祉活動員・事業者・その他の地域団体などが、それぞれの役割や地域の特色を生かしながら連携し、共に支え合い活動する組織である。平成 25 年度には、高岡市とライフライン関係事業者等（電力・ガス会社、郵便局、新聞販売所）が協定を締結し、体制の強化を図った。</p> <p>このようなことから、消費者安全確保地域協議会を構築するまでは、「高岡あっさり福祉ネット」と連携していきたいと考えている。</p> </li> </ul>

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	魚津市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者相談窓口の強化のため、兼務行政職員の相談体制から、消費生活相談員を 1 名増員し、その後拡充を図っている。(平成 21 年度～平成 26 年度※21～23 年度ふるさと雇用促進事業)</li> <li>・ 消費生活相談員及び兼務行政職員の対応能力強化のため、国民生活センターや県が実施する相談員養成講座を活用しレベルアップを図っている。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 高齢者等の悪徳商法被害を防止するための啓発強化として、地区での出前講座、環境フェスティバルでの出店などで啓発を行っている。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ PIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) 端末の配備・事例検索活用等により他事例を参考に個別相談における対応の充実を図っている。(平成 21 年度末～平成 26 年度) 来所相談の相談室のミーティングテーブル等の整備し、相談しやすい環境を整えた。(平成 25 年度)</li> </ul>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 21 年度の相談処理件数は、95 件に対し消費生活相談員の配置による相談窓口拡充の啓発事業等により平成 22 年度では 110 件、平成 25 年度 157 件となり、相談窓口として定着してきている。</li> <li>・ 消費生活相談員の研修参加の支援により、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 平成 21 年度から実施している地区での出前講座は、平成 25 年度には、15 件/年で着実に増加している。</li> </ul>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>&lt;政策目標 1&gt; 相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 2&gt; 相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活センターは設置していない。</li> <li>・ 消費生活相談窓口は、消費生活相談員と兼務の行政職員 1 名で対応しており、職員の相談能力向上を図る。</li> <li>・ 平成 26 年度で消費生活相談員の資格 (消費生活相談員資格：国民生活センター、消費生活コンサルタント：日本消費者協会) 保有率 100%で引き続きその体制維持に努める。</li> <li>・ 兼務の行政職員及び消費生活相談員の平成 25 年度の研修参加率は 100%であり、引き続き国民生活センター等が実施する地方での相談養成講座を活用しレベルアップを図る。</li> </ul>

	<p>&lt;政策目標5&gt;「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口5万人未満のため該当なし。</li> </ul>
消費者行政推進の方針	<p>&lt;平成27年度から平成29年度までの方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談窓口・消費生活相談体制を維持する。</li> <li>・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援を行う。</li> <li>・ 啓発活動、消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業を実施する。</li> </ul>
	<p>&lt;平成30年度以降の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過後においても維持する。</li> </ul> <p>出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組にしつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談窓口を維持する。(平成27年度)</li> <li>・ 消費生活相談体制の維持を図る。(平成27年度～平成30年度)</li> <li>・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成27年度～平成29年度)</li> <li>・ 高齢者等の悪徳商法被害を防止するための啓発強化として、地区での出前講座、環境フェスティバルでの出店などで啓発を行う。(平成27年度～平成29年度)</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	
その他特記事項	<p>消費者被害防止のため、引き続き庁内の連携を密にして対応する。</p>

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	氷見市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談窓口を設置した。(平成 21 年度)</li> <li>・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員 1 名を配置した(平成 22 年度)</li> <li>・ 消費生活相談員の処遇改善のため 1 ヶ月あたりの報酬を 10,000 円増額し、150,000 円とした。(平成 26 年度)</li> <li>・ 消費生活相談員の雇用形態を臨時職員から嘱託職員に変更した。(平成 26 年度)</li> <li>・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援し、資格取得を図った。(平成 21 年度～平成 23 年度)</li> <li>・ 高齢者の消費者被害防止のため、各地域で出前講座「くらしの相談会」を開催した。(平成 22 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費者被害防止のため啓発リーフレットや悪質商法防止シールを作成し、市内全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 23 年度)</li> <li>・ 消費者向けホームページ及び啓発 DVD の作成(平成 21 年度～平成 23 年度)</li> <li>・ 食の安全・安心に関するパンフレットの配布により、啓発を図った。(平成 24 年度)</li> </ul>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、多様化・複雑化する市民の消費生活相談に対応してきた。</li> <li>・ 平成 21 年度より、消費生活相談員の資格取得のため研修参加を支援し、平成 22・23 年度には資格取得した。消費生活相談員の資格取得後は、より複雑で困難な相談にも対応できるようになった。</li> <li>・ 平成 22 年度より、ひみ消費者グループとの連携による啓発活動や弁護士による多重債務法律相談など被害の防止に努めている。</li> </ul>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>&lt;政策目標 1&gt;相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 2&gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活センターは設置していない。</li> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活相談員を配置済み。</li> <li>・ 消費生活相談員の資格保有率は 100%である。</li> <li>・ 平成 25 年度の消費生活相談員の研修参加率は 50%であったが、消費生活相談員が研修を受けやすい環境を整え、平成 27</li> </ul>

	<p>年度以降の消費生活相談員の研修参加率を 100%とする。</p> <p>&lt;政策目標 5&gt;「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口 5 万人未満のため該当なし。</li> </ul>
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制を維持する。</li> <li>・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援する。</li> <li>・ 市民への消費者被害の意識高揚を図るため、より効果的な消費者被害未然防止事業を実施する。</li> <li>・ 啓発活動に参加できない高齢者に対しても、きめ細やかな啓発に取り組むよう地域内ネットワーク等との連携を図る。自治会を通じて啓発回覧板を配布する。(平成 27 年度)</li> <li>・ 振り込め詐欺や悪質な電話勧誘から高齢者等を守るために、電話通話録音装置を無償貸与する。(平成 28 年度)</li> </ul>
	<平成 30 年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過後においても維持する。</li> <li>・ 消費者グループの啓発事業については、より効果的な取り組みに重点をおき、交付金等活用期間経過後も事業を精査していく。</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談員の配置を継続しながら、対応能力強化のため、研修参加を支援する。(平成 27 年度～平成 29 年度)</li> <li>・ 平成 26 年度に消費生活相談員の処遇改善した 1 ヶ月あたり 150,000 円の報酬を維持する。(平成 27 年度～平成 34 年度)</li> <li>・ 高齢者の消費者被害防止のため、各地域で出前講座「くらしの相談会」の開催を継続する。(平成 27 年度～平成 30 年度)</li> <li>・ 消費者被害防止のため啓発リーフレットや啓発物品を購入する。(平成 28 年度～平成 29 年度)</li> </ul>
その他特記事項	

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	滑川市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに(平成 21 年度)、消費生活相談員 1 名を配置(24～26 年度)。</li> <li>・ 消費生活相談員の処遇改善のため、1 時間あたりの報酬を 1,000 円とした(24～26 年度)。</li> <li>・ 消費生活相談員の対応能力強化のため研修参加を支援した(21～26 年度)</li> <li>・ 悪質商法による消費者被害を防止するため、高齢者や主婦など消費者に対する出前講座を実施し、広報啓発活動を強化(21～26 年度)。</li> <li>・ 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、新聞折込により市内の全戸に配布(21、23～26 年度)。</li> <li>・ 啓発講座用資料(リーフレット)を購入し、出前講座で配布し注意を呼びかけ(21、22、25 年度)。</li> <li>・ 専門相談員の対応能力強化のための執務参考資料を購入(21～26 年度)。</li> <li>・ 消費者への啓発品を購入し、出前講座等で配布し注意を呼びかけ(22、24～26 年度)。</li> <li>・ 啓発講座開催用備品及び相談業務に関する事務用品等を購入し、啓発業務の効率化を図った(21、23～24 年度)。</li> </ul>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は 21 年度の 35 件に対し、25 年度は 90 件と大幅に増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。</li> <li>・ 21 年度から消費生活相談員の相談対応能力を強化するため、研修参加や執務参考資料を購入するなどの支援を行い、結果として、着実に相談員の能力アップにつながっている。</li> <li>・ 21 年度から実施した出前講座(町内会や老人クラブが対象)は、25 年度には 13 回/年と着実に増加している。</li> <li>・ 啓発チラシを作成し、新聞折込により市内全戸へ配布することで注意喚起したところ、市民から被害防止に役に立ったとの声があった。</li> </ul>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>&lt;政策目標 1&gt;相談体制の空白地域の解消</p> <p>平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。</p> <p>&lt;政策目標 2&gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活センターは設置していない。</li> <li>・ 専門相談員の継続配置(1 名)。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談員の資格保有率は100%である。</li> <li>25年度の消費生活相談員の研修参加率は100%である。消費生活相談員の国民生活センター等における研修会への参加支援により、相談員のレベルアップを図る。</li> </ul> <p>&lt;政策目標5&gt;「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口5万人未満のため該当なし。</li> <li>「シルバーメール事業」(独居高齢者へ葉書で悪質商法対策等の情報提供を行うもの)や民生委員による高齢者福祉見守り活動を活用し、消費者被害防止を呼びかけており、引き続き社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、高齢者の消費者被害防止に努めていく。</li> </ul>
消費者行政推進の方針	<p>&lt;平成27年度から平成29年度までの方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談窓口業務の体制維持に努める。</li> <li>身近な相談窓口として、消費生活相談体制を維持強化するため、研修会への参加などの支援を続け、消費生活相談員のレベルアップを図る。</li> <li>PIO-NETシステムの活用による相談体制の拡充を図る。</li> <li>より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。</li> </ul>
	<p>&lt;平成30年度以降の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。</li> <li>出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談窓口業務の体制維持に努める(平成27～32年度)。</li> <li>複雑高度な相談に対応するため、相談員の継続配置が必要不可欠であり、24年度に相談員の処遇改善した1時間あたり1,000円の報酬を維持する(27～32年度)。</li> <li>消費生活相談員の対応能力強化のため、研修会の参加や参考資料購入等の支援を継続する(27～29年度)。</li> <li>悪質商法や特殊詐欺等の事案を把握した際は、緊急に啓発チラシを配布することで市民へ注意喚起する(27～29年度)。</li> <li>悪質商法の相談事例や対処方法等、消費者被害防止対策に資するパンフレットの配布を実施(27～29年度)。</li> </ul>
その他特記事項	<p>消費者被害防止のため、庁内の連携を密にし、全庁をあげて対応する。</p>

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	黒部市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談員体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、専門の消費生活相談員を 1 名配置した。(平成 22 年度)</li> <li>・消費生活相談員の対応力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度から平成 26 年度)</li> <li>・高齢者の消費者被害防止のため、警察署と協力し市民病院や団体の会合等で出前講座を実施した。(平成 25 年度から平成 26 年度)</li> <li>・相談窓口のサービス向上のため、市役所代表電話から直通電話へ変更した。(平成 22 年度)</li> <li>・消費者被害防止のため地元ケーブルテレビへの出演や市広報誌及び市 HP に記事を掲載し、注意喚起する啓発活動を実施した。(平成 22 年度から平成 26 年度)</li> <li>・消費者被害防止のため啓発冊子を作成し、新成人に配布した。(平成 23 年度から平成 26 年度)</li> </ul>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は平成 22 年度が 50 件、平成 25 年度が 121 件、平成 26 年度が 131 件と年々相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。</li> <li>・平成 22 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。その結果、消費生活相談の対応能力や質が向上した。</li> <li>・消費生活相談体制の強化により、消費生活相談員の助言やあっせん等により、未然に被害を防止することができた。</li> <li>・消費生活相談出前講座を実施し、消費生活相談活動の周知を図った。(平成 25 年度 1 回、平成 26 年度 3 回)</li> </ul>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>&lt;政策目標 1 &gt;相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターを設置済み。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 2 &gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度に消費生活相談員 1 名を配置し、消費生活センターを設置した。</li> <li>・平成 22 年度に市職員 2 名が消費生活専門相談員の資格、消費生活相談員が消費生活コンサルタントの資格、平成 23 年度に消費生活相談員が消費生活専門相談員の資格を取得。消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、市職員を含め消費生活相談員の資格取得を奨励した。</li> <li>・平成 25 年度の消費生活相談員の研修参加率は 100%であり、消費生活相談員が国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し</li> </ul>

	<p>た。</p> <p>&lt;政策目標 5&gt;「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口 5 万人未満のため該当なし。</li> </ul>
消費者行政推進の方針	<p>&lt;平成 27 年度から平成 29 年度までの方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターを維持する。</li> <li>・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持するため、市広報誌や地元ケーブルテレビにおいて啓発活動を継続する。</li> <li>・若年層から高齢者まで消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施するため、警察署及び福祉関係部署と連携し、地域内ネットワーク構築等を支援する。</li> </ul>
	<p>&lt;平成 30 年度以降の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談体制については、地方消費者行政推進交付金活用期間経過後においても維持する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターを維持する。</li> <li>・黒部市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定予定（平成 28 年 4 月 1 日施行）</li> <li>・消費生活相談員の報酬を維持する。（平成 27 年度～平成 30 年度）</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害防止のため、関係機関の連携を密にして対応する。</li> </ul>

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	砺波市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、開設等について広く市民に周知・広報してきた。(平成 21 年度～)</li> <li>・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度)</li> <li>・ 消費者グループ連合会と共催で研修会開催を支援した。(平成 22 年度)</li> <li>・ 消費者教育用冊子や、消費者被害防止のための啓発チラシ等を購入、作成し市民に配付した。また、出前講座を実施するための機器等を購入した。(平成 22 年度、平成 23 年度、平成 25 年度)</li> </ul>		
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談員の研修参加の支援により、消費生活相談の対応能力や質が向上した。</li> <li>・ 出前講座や、研修会など啓発強化を目的とした活動を年間 10 回程度開催し定着してきている。一般の参加者の出席が増えてきている。</li> <li>・ 広報やホームページ、ケーブルテレビ、FMラジオ等により積極的にPRを行っている。</li> </ul>		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>&lt;政策目標 1&gt;相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 2&gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年度に消費生活相談員を 1 名配置し、消費生活センターを設置した。</li> <li>・ 消費生活相談員の資格取得に向け、積極的に研修への参加を支援している。また職員等へも資格取得を奨励している。</li> <li>・ 平成 26 年度の消費生活相談員の研修参加率は 100%である。担当職員も消費生活相談を受け付けるため、県等が開催する研修に積極的に参加し、消費生活相談員と共にレベルアップを図っている。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 5&gt;「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口 5 万人未満のため該当なし。</li> </ul>		
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制を維持する。</li> <li>・ 地域の身近な相談窓口である消費生活センターとして、消費生活相談体制を維持・強化するため、引き続き消費生活相談員のレベルアップを図る。</li> <li>・ 引き続き消費者行政推進に重点を置き、消費者被害防止啓発用品として効果的な地域等の回覧板を購入する。</li> <li>・ 継続的に、市民等へ啓発活動を行っていく。</li> </ul>
	<p>&lt;平成 30 年度以降の方針&gt;</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。</li> <li>・ 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。</li> </ul>
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制を維持する。(平成 27 年度以降)</li> <li>・ 啓発活動は長期計画、長期目標を持って推進していく。</li> </ul>
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。</li> </ul>

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	小矢部市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談窓口を設置した。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費生活専門相談員を配置した。(平成 23 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費生活相談員の養成講座及び対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 弁護士による消費生活法律相談を開設した。 (平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 高齢者の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を実施した。(平成 24 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費者被害防止のため、市広報等と併せて啓発チラシの全戸配布を行うとともに、ホームページに消費者行政に関する情報を掲載した。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> </ul>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年度に消費生活相談員を配置してから、相談件数は、平成 23 年度の 32 件に対し、平成 25 年度は 61 件と大幅に増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。</li> <li>・ 消費生活相談員について、対応能力強化等の研修参加を支援した結果、あっせん相談にも対応する等消費生活相談の対応力や質が向上した。</li> <li>・ 専門的な消費生活相談を実施するために、弁護士による法律相談を月 1 回実施し、平成 25 年度の実績は、30 件あり増加傾向にある。</li> <li>・ 平成 24 年度から実施した出前講座は、年々増加傾向にある。</li> <li>・ 市民に対して、市広報と併せて啓発パンフレットの配布、ホームページに消費者行政に関する情報を掲載し、消費者に対する啓発を強化した。</li> </ul>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>&lt;政策目標 1&gt;相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 2&gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活センターは設置していない。</li> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活相談員を配置済み。</li> <li>・ 消費生活相談員の資格保有率は 100%である。</li> <li>・ 平成 25 年度の消費生活相談員の研修参加率は 100%である。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 5&gt;「見守りネットワーク」の構築</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口 5 万人未満のため該当なし。</li> </ul>
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談窓口を維持する。</li> <li>・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、担当職員も含め、積極的に研修参加をして、レベルアップを図る。</li> <li>・ 市民に対して、消費者行政に関する様々な情報をお知らせするため、関係機関や各種団体と連携しパンフレットの配布や出前講座などを行い、消費者に対する啓発事業を強化する。</li> </ul>
	<平成 30 年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。</li> <li>・ より効果的な取組みに重点化し、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談窓口を維持する。</li> <li>・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、担当職員も含め、積極的に研修参加をして、レベルアップを図る。また、消費者ホットラインの受付の拡大に努める。</li> <li>・ 市民に対して、消費者行政に関する様々な情報をお知らせするため、関係機関や各種団体と連携しパンフレットの配布や出前講座などを行い、消費者に対する啓発事業を強化する。</li> </ul>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして対応する。</li> </ul>

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	南砺市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員 1 名を雇用した。(平成 21 年度から雇用し、平成 23 年度から基金を活用)</li> <li>・消費生活相談員及び担当職員のレベルアップのため、国民生活センター及び県で主催する研修に参加した(平成 23 年度～)</li> <li>・市内全戸に消費生活啓発物品等を配布し、市内全域での意識の高揚ならびに醸成を図った。(平成 21 年度～)</li> <li>・出前講座を開催し、地域に出向いて普及・啓発を行った。(平成 21 年度～)</li> </ul>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度に消費生活相談員を配置し体制を強化したところ、相談件数は平成 20 年度の 2 3 件に対し、平成 21 年度は 1 0 7 件と大幅に増加した。その後も相談件数は増加してきており、身近な地域の相談窓口として定着してきている。</li> <li>・消費生活相談員の研修参加の支援により、消費生活相談の対応能力や質が向上した。</li> <li>・担当職員も研修に参加してきた結果、相談員不在の場合でも担当職員が対応するなど、相談受付体制の強化につながっている。</li> <li>・定期的に出前講座の要請があり、地域住民の消費生活に関する意識向上に寄与している。</li> </ul>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>&lt;政策目標 1 &gt;相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 2 &gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度に消費生活相談員 1 名を配置し、消費生活センターを設置した。</li> <li>・消費生活相談員の資格保有率は 100%である。</li> <li>・平成 25 年度の消費生活相談員の研修参加率は 100%である。継続した国民生活センターや県の研修に参加し、消費生活相談員および担当職員のさらなるレベルアップを図る。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 5 &gt;「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全確保地域協議会を設置していない。</li> <li>・高齢者をはじめとする消費者被害に遭いやすい市民を消費者被害から守るための見守りネットワークの構築について準備を進めてく。</li> </ul>

消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談窓口を維持する。</li> <li>・平成 28 年度より、新名称「南砺市消費生活センター」として体制の強化を図り、また地域住民にとって身近な消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持していくため、消費生活相談員の継続した雇用を行うとともに、研修参加を通じたレベルアップを図る。</li> <li>・関係機関との連携を図り、相談内容に応じた関係機関紹介等を行っていく。</li> </ul>
	<平成 30 年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。事業内容の精査が必要となるが、窓口維持のため消費生活相談員の継続雇用を第一に考える。</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談窓口を維持する。</li> <li>・消費生活相談員の雇用を維持する。(平成 27 年度～平成 31 年度)</li> <li>・消費生活相談員及び担当職員のレベルアップのため、研修参加支援を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度)</li> <li>・消費生活啓発物品等を配布し、市内全域での意識の高揚ならびに醸成を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度)</li> </ul>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各行政センターとの連携を図り、相談に速やかに対応できる体制づくりを図る。</li> </ul>

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	射水市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を週 5 日設置するとともに、消費生活相談員を 1 名から 2 名とした。(平成 22 年度～平成 23 年度)</li> <li>・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度) 市民の消費者被害防止のため、地域での集まりに出向き出前講座を実施した。(平成 22 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、市内の全戸に配布した。(平成 25 年度)</li> </ul>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 22 年度 110 件、平成 23 年度 191 件、平成 24 年度 173 件、平成 25 年度 228 件と増加しており、地域の相談窓口として定着している。</li> <li>・ 消費生活相談員の研修参加の支援により、消費生活相談の対応能力や質が向上した。</li> <li>・ 出前講座実施回数は、平成 24 年度 21 回、平成 25 年度 32 回と着実に増加している。</li> </ul>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>&lt;政策目標 1 &gt;相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活センターを設置済み。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 2 &gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年度に消費生活センターを設置し、平成 23 年度から開設日を週 5 日体制とする。</li> <li>・ 平成 23 年度から週 5 日の各日、消費生活相談員を配置している。</li> <li>・ 平成 22 年度から消費生活相談員の資格保有率は 100%である。毎年、研修参加率は 100%である。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 5 &gt;「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者安全確保地域協議会を設置していない。</li> <li>・ 平成 26 年 8 月に射水市と射水警察署との間で「高齢者安全ネットワーク」の協定を締結し、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員等の間で情報共有及び連絡・連携体制を強化している。</li> <li>・ 今後は、「高齢者安全ネットワーク」を活用し、見守り支援体制を構築するとともに協力員、協力団体の育成・確保に努めていく。</li> </ul>

消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活センターを維持する。</li> <li>・ 消費生活相談体制を維持・強化するため、各種研修により消費生活相談員のレベルアップを図る。</li> <li>・ 消費者教育に重点的に力を入れ、消費生活サポーターの養成、地域内ネットワーク構築等を支援する。</li> </ul>
	<平成 30 年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。</li> <li>・ 出前講座等の啓発事業については、消費生活サポーターと連携を図っていくとともに、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活センターを維持する。</li> <li>・ 現行の消費生活相談体制週 5 日を維持するとともに、各種研修により消費生活相談員の対応能力の向上を図る。(平成 27 年度～平成 31 年度)</li> <li>・ 消費生活サポーターの養成を図り、地域社会における消費者教育の推進及び地域ネットワークの構築を目指す。(平成 27 年度～平成 30 年度)</li> </ul>
その他特記事項	

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	舟橋村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当職員の職務向上のため書籍の購入。</li> <li>・ 消費者被害未然防止のための啓発チラシを作成し村内全戸に配布。(平成 21 年度～平成 23 年度)</li> <li>・ 消費者被害未然防止のため啓発冊子を作成し老人クラブ等に配布。(平成 23 年度～平成 25 年度)</li> <li>・ 消費者被害未然防止のため啓発冊子を作成し中学校に配布。(平成 25 年度～平成 26 年度)</li> </ul>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談窓口を設置し(平成 22 年 4 月)、地域の相談窓口として定着している。</li> <li>・ 全戸に啓発活動をすることによって抑止力になっている。</li> <li>・ 村社会福祉協議会や学校と協力して、未然防止に向けたきめ細やかな啓発活動を行った。</li> </ul>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>&lt;政策目標 1&gt;相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 2&gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活センターは設置していない。</li> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活相談員は配置していないが、週 5 日の相談体制と行政職員の相談対応能力や質の向上に努める。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 5&gt;「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口 5 万人未満のため該当なし。</li> </ul>
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口を維持する。</li> <li>・ 高齢者見守り活動団体などを活用して啓発活動をする。</li> <li>・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止に努める。</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<平成 30 年度以降の方針>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口を維持する。</li> <li>・ 行政職員の対応能力強化を図る。</li> <li>・ 啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口を維持する。</li> <li>・ 行政職員の対応能力強化を図る。</li> <li>・ 地域の消費生活問題への対応能力向上のため、地域見守りネットワークや小・中学校との連携を密にして地域での消費生活ネットワークを構築する。</li> </ul>

その他特記事項

- ・ 消費者被害未然防止のために関係機関との連携を密にして全庁をあげて対応する。

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	立山町
-------	-----	------	-----

<p>計画期間</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日</p>
<p>平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員 1 名を雇用した。(平成 24 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費生活相談窓口設置に必要な窓口看板及び机やプリンターなどの事務機器を購入。(平成 21 年度)</li> <li>・ 町内消費者への啓発のため、町HPに消費者相談コーナーを増設(平成 21 年度)</li> <li>・ 相談窓口の機能強化のため、窓口用パンフレットスタンドを購入した。(平成 22 年度)</li> <li>・ 消費者教育の充実を図るため、出前講座用の事務機器(PC、プロジェクター、スクリーン、ハードケース、DVD)及び消費者啓発パンフレット、啓発シールを購入した。(平成 22 年度)</li> <li>・ 消費者啓発用に、啓発シールを作成し窓口や出前講座、各種関連組織などに配布した。(平成 23 年度)</li> <li>・ 消費者教育及び相談員の事務手続きの軽減を図るため、クリーニングオフ封書セットを購入し、窓口相談者や出前講座において配布した。(平成 24 年度)</li> <li>・ マイク・アンプセットを購入し、野外や大規模施設での出前講座への対応を図った。(平成 25 年度)</li> <li>・ 消費者啓発用のシール・ポケットティッシュを購入し、窓口や出前講座、関連団体において配布した。</li> </ul>
<p>総括・評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 21 年 10 月より開設した立山町消費生活相談窓口における相談件数は平成 21 年度の 10 件から平成 25 年度には 69 件と、年々町民に周知されることで相談件数が増加しており、出前講座の要望なども定期的によせられることとなった。</li> </ul>
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p>&lt;政策目標 1&gt;相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初の時点で消費生活相談窓口を設置済み</li> </ul> <p>&lt;政策目標 2&gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活センターは設置していない。</li> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活相談員 1 名を配置済み。</li> <li>・ 消費生活相談員の資格保有率は 100%である。</li> <li>・ 平成 25 年度の消費生活相談員の研修参加率は 100%である。</li> </ul>

	<p>平成 27 年度の消費生活相談員の自治体参加型県外研修や各種研修・弁護士会との意見交換会への参加による消費生活相談員の能力向上及び担当職員の積極的な研修等への参加により、より一層の相談体制の充実を図っている。</p> <p>&lt;政策目標 5&gt; 「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口 5 万人未満のため該当なし。</li> </ul>
消費者行政推進の方針	<p>&lt;平成 27 年度から平成 29 年度までの方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談窓口を維持する。</li> <li>・ 相談員・担当職員の能力向上を図り、窓口体制強化を図る。</li> <li>・ 窓口や出前講座における消費者教育・啓発資機材を充実させる。</li> </ul>
	<p>&lt;平成 30 年度以降の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。</li> <li>・ 啓発事業については、交付金等活用期間経過後も継続的に事業実施できるよう、事業精査に取り組む。</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談窓口について、基金活用期間終了後においても維持するよう取り組む。(平成 27 年度～平成 32 年度まで基金活用)</li> <li>・ 消費者啓発用に、パンフレットやボールペンを購入し配布する。(平成 27 年度～平成 30 年度)</li> <li>・ 消費者啓発事業を基金活用期間後も継続実施できるよう、事業内容を精査し、資機材の充実を図る。</li> </ul>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者被害防止のため、福祉部局などとの連携を強化し、全庁をあげての消費者相談体制を強化する。</li> </ul>

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	入善町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活相談体制強化のため、必要機材等を揃え消費生活相談窓口を設置するとともに、相談担当職員を配置。(平成 21 年度)</li> <li>・ 担当職員の資質向上のため、研修参加を支援。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費者教育の一環として、外部講師を招き消費者講演会を開催。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費者トラブル防止のため、地区福寿会を中心に出前講座を実施。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 高校生を対象に出前講座等啓発事業を実施(平成 25 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費者トラブル防止のため、啓発チラシを作成し、町内の全地区へ回覧。(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費者啓発のため関連図書を購入し、図書館にて消費者啓発図書コーナーを配置(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費者トラブル防止のため、消費者講演会に併せ啓発パネル展を開催(平成 21 年度～平成 26 年度)</li> </ul>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 21 年度に相談窓口を設置。相談件数は、平成 21 年度の 18 件に対し、平成 25 年度は 156 件と大幅に増加した。出前講座での呼びかけの効果もあり、地域の相談窓口として定着しつつある。</li> <li>・ 担当職員の相談対応能力向上のため、各種研修参加の支援を実施。被害発生時の対処法について学び、送りつけ商法被害者の救済に役立てた。</li> <li>・ 出前講座への職員派遣回数については、平成 21 年度は 7 件であったが、平成 26 年度は 16 件と着実に増加している。毎年講座を実施する地域が増加していることから、出前講座の定着化がみられる。</li> </ul>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>&lt;政策目標 1&gt;相談体制の空白地域の解消 平成 26 年度当初で相談窓口を設置済み。</p> <p>&lt;政策目標 2&gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度当初で消費生活センターは設置していない。</li> <li>・ 平成 26 年度当初、専門相談員は配置していないが、平成 28 年度を目途に専門相談員を配置すべく人員の確保を検討する。</li> <li>・ 平成 29 年度から新たに PIO-NET の導入を検討。迅速な相談解決を目指すとともに、情報を集約し被害の未然防止に努め</li> </ul>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活担当職員のレベルアップを図るため、各種研修へ参加し、参加率 100%を達成している。</li> </ul> <p>相談員の配置後も、研修に参加しやすい環境づくりに努め、研修参加率 100%を維持するとともに、資格取得を奨励する。</p> <p>&lt;政策目標 5&gt; 「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口 5 万人未満のため該当なし。</li> </ul>
消費者行政推進の方針	<p>&lt;平成 27 年度から平成 29 年度までの方針&gt;</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談員を新たに設置し、相談窓口体制の強化を図る。</li> <li>PIO-NET を導入し、被害の未然防止、拡大防止に役立てる。</li> <li>地域の身近な窓口として、相談体制を維持・強化するため、担当職員の研修参加を支援しレベルアップを図る。</li> <li>高齢者被害の増加に着目し、福祉関係団体とのネットワークを確立、見守り体制の強化を図る。</li> <li>出前講座等の啓発事業については、対象者を拡大し、高齢者の被害防止を呼びかけるとともに、見守り支援者の人材育成に励む。</li> <li>通話録音装置の貸与を実施し、消費者の自衛力強化を図る。</li> </ul>
	<p>&lt;平成 30 年度以降の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口体制の維持に努める。</li> <li>平成 29 年度までに立ち上げた各種事業を継続し、規模の拡大を図る。</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度より新たに機器整備を行い、PIO-NET の導入を検討。相談窓口体制の強化を図る。(平成 29 年度～平成 33 年度)</li> <li>平成 29 年度を目途に専門相談員を配置、研修参加を支援し参加率 100%を維持するとともに、資格取得を奨励する。(平成 29 年度～平成 36 年度)</li> <li>担当職員のレベルアップのため、各種研修参加により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度)</li> <li>町が地域の人材育成の拠点となり、地域の消費生活問題への対応力向上のため、地域ネットワークを構築する。(平成 29 年度～平成 37 年度)</li> </ul>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内の関連部署との連携を密にし、被害の未然防止、見守り体制の強化に努める。</li> <li>警察署のほか、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会や地域ケア連絡会といった福祉関係者組織など、あらゆる外部機関と連携し、多方面から支援を行っていききたい。</li> </ul>

## 市町村推進プログラム

都道府県名	富山県	市町村名	朝日町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費相談窓口の整備としてパンフレットスタンドを設置（平成 21、23 年度）</li> <li>・職員の対応能力向上のため参考図書を購入（平成 21、25 年度）</li> <li>・悪質商法被害防止のための啓発パンフレットを作成（平成 21、22、23、25 年度）</li> <li>・消費生活啓発用回覧板を作成（平成 22 年度）</li> <li>・悪質商法被害防止シールを作成（平成 22、26 年度）</li> <li>・振り込め詐欺に対する注意喚起のための車用マグネットシートを作成（平成 23 年度）</li> </ul>
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットスタンドの設置により、悪質商法等に関するチラシなどが広く町民の目に触れるようになり、消費者被害防止の啓発強化に繋がった。</li> <li>・参考図書の活用により、職員の対応能力が向上した。</li> <li>・各種啓発物の配布・活用により、地域社会における消費者問題解決能力が強化された。</li> </ul>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>&lt;政策目標 1 &gt;相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年当初で消費生活相談窓口を設置済み</li> </ul> <p>&lt;政策目標 2 &gt;相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度当初で消費生活センターは設置していない。</li> <li>・平成 26 年度当初で消費生活相談員は配置していない。</li> <li>・担当職員の研修参加等により対応能力や質の向上を図っている。</li> </ul> <p>&lt;政策目標 5 &gt;「見守りネットワーク」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口 5 万人未満のため該当なし。</li> <li>・地域の多様な主体と積極的に連携し、見守りネットワークの構築を図る。</li> </ul>
消費者行政推進の方針	<p>&lt;平成 27 年度から平成 29 年度までの方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を維持する。</li> <li>・担当職員の研修参加等により対応能力や質の向上を図る。</li> <li>・消費者被害防止のための啓発強化を図る。</li> <li>・高齢者を対象とした消費生活相談に係る出前講座等を積極的に実施し、被害の防止及び現状の把握に努める。</li> <li>・地域の多様な主体と連携し、高齢者の見守り活動に関する研修会を実施する。</li> </ul>

	<p>&lt;平成 30 年度以降の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を維持する。</li> <li>・担当職員の研修参加等により対応能力や質の向上を図る。</li> <li>・消費者被害防止のための啓発については、交付金等活用期間経過後においても維持する。</li> <li>・高齢者を対象とした消費生活相談に係る出前講座等を積極的に実施し、被害の防止及び現状の把握に努める。</li> </ul>
<p>消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を維持する。</li> <li>・担当職員の研修参加等により対応能力や質の向上を図る。</li> <li>・消費者被害防止のための啓発強化</li> <li>・高齢者を対象とした消費生活相談に係る出前講座の積極的実施</li> </ul>
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。</li> </ul>